

令和8年第3回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年3月25日)

奥州市農業委員会

# 令和8年第3回奥州市農業委員会総会議事録

令和8年3月25日(水)

午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 不動産取得税の徴収猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志 (欠席)	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治 (欠席)	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長		井面 宏
事務局長補佐		佐々木 治彦
農業振興係	係長	佐藤 康平
	主事	阿部 美優
農地係	係長	佐藤 茂樹
	上席主任	小河原 哲也
	主任	安倍 利紗
	主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第3回奥州市農業委員会総会を開会いたします。  
欠席の届出委員は、8番、千葉房志委員、14番、千葉孝治委員です。  
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。  
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、青木稔推進委員、佐々木敏博推進委員に出席を求めています。  
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。  
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、21番、岩淵壽子委員、22番、家子洋子委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。  
1ページをご覧ください。

2月17日から3月16日までの主な内容をご報告申し上げます。

2月20日、奥州市認定農業者協議会通常総会が開催され、議案審議及び講演が行われております。

2月25日、令和8年第2回奥州市農業委員会総会は開催され、農地案件10件について審議が行われております。

同日、令和8年第1回農業振興専門委員会及び第2回農政専門委員会として、

前沢の岩手銘醸株式会社の本社・工場を訪問しての研修視察が開催され、各委員 23 名が参加しております。以上でございます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。  
質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議事に入ります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書 2 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得 37 件となります。

委員会へのあっせん希望はありませんでした。

市外の方への相続となるのが、番号 9、番号 16、番号 23、番号 33 の 4 件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 1 号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 1 号を終結いたします。

議 長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 10 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、18 件です。

解約の理由は、農地中間管理機構に係る解約 4 件、貸し換えのための解約 4 件、売り渡すための解約 3 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたが、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書14ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転20件、賃貸借権の設定が24件、使用貸借権の設定が4件の計48件です。

番号1は、労力不足のため、贈与するものです。

番号2は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額1万263円です。

番号3は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額3万85円です。

番号4は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額7万2186円です。

番号5は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額1万4416円です。

番号6は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額3万1136円です。

番号7は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号8は、労力不足のため、金額3500円で売買するものです。

番号9は、労力不足のため、総額8790円で売買するものです。

番号10は、借受地取得のため、金額7万5700円で売買するものです。

番号11は、規模拡大のため、総額54万4300円で売買するものです。

番号12は、規模拡大のため、金額8万6200円で売買するものです。

番号13は、隣接地取得のため、金額4万4000円で売買するものです。

番号 14 は、借受地取得のため、総額 23 万 6300 円で売買するものです。

番号 15 は、労力不足のため、金額 10 万 8940 円で売買するものです。

現在譲受人に市内の経営面積はありませんが、北上市に約 5.9ha の経営面積があることを添付の耕作証明書で確認しています。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号 16 は、農業廃止のため、総額 2 万 5000 円で売買するものです。

番号 17 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 1 万 4665 円です。

番号 18 は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 1 万円です。

番号 19 は、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 21 は、労力不足のため、総額 45 万 7500 円で売買するものです。

番号 22 は、隣接地取得のため、金額 7 万円で売買するものです。

番号 23 は、規模拡大のため、総額 30 万円で売買するものです。

番号 24 は、規模拡大のため、総額 50 万円で売買するものです。

番号 25 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。

草刈り機を所有しているほか、耕運機を導入予定であり、自家用野菜を作付け予定です。

番号 26 から番号 42 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。案件が多いため、それぞれの年額の賃借料については割愛しますが、いずれも 10 a あたり 1 万 6800 円となります。

番号 43 は、規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

番号 44 は、労力不足のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 45 は、新規就農のため、総額 10 万円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 46 は、妻から夫へ生前贈与するものです。

番号 47 は、農業廃止のため、贈与するものです。

番号 48 は、労力不足のため、総額 10 万円で売買するものです。

以上、48 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案第 1 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑が

ありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。新規就農者についてですが、福島県と宮城県とのことですが、こちらに住んで農業をやるのかの確認です。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 22 番委員の質問にお答えします。番号 25 及び番号 45 について、いずれも県外に住所のある方が取得するものですけれども、おっしゃる通り取得後、宅地と併せて農地を購入するものです。取得後はこちらに移住してくることを確認しております。

議長 よろしいでしょうか。

22 番委員 はい。人口が増えるので良いと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第 2 号、不動産取得税の徴収猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書 24 ページをご覧ください。

今月の申請は、2 件です。

不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている場合、不動産取得税の申告期限から 3 年目ごとに、県に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。

不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地について、令和 8 年 2 月 25 日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

2 件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、証明願のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は25ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が81件、使用貸借による権利の設定40件、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地の耕作者変更40件と、農地売買等事業に係る案件8件の合計169件となります。

番号1から番号121までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

そのうち、番号80から番号82までの借受人については、農地所有適格法人以外の法人となります。

番号122から番号161までは、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地の耕作者について変更を行う計画案です。

議案書の貸付人欄に記載されている者が現耕作者で、借受人欄に記載されている者に申請地に係る賃借権を移転とするものです。賃借料の変更はなく、契約期間は現耕作者の残り契約期間となります。

番号162から番号169は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であること、及び農地所有適格法人ではない法人については地域における適切な役割分担のもとに農業を行うことが見込まれ役員のうち1人が耕作の事業に常時従事すると認められることを、確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり。) 21番、岩淵委員。

(「なし」の声あり)

21番委員 21番、岩淵です。122番から159番までについて、自作も借入れもないとのこと、かなりの耕作面積のようです。大丈夫なのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり。) 佐藤農地係長。

農地係長 番号122から159番についての経過についてご説明申し上げます。こちらは圃場整備事業に当たりまして、それに合わせて促進計画を進めていたのですが、この借受人になる方が耕作をするという予定でありましたが、認定農業者の手続きの遅れがあったことから、やむなく現在の耕作者に変更して、計画に結び付けたという経過がございました。結果的には、無事に認定を受けることができましたので、当初の予定通り進めるため、耕作者変更をするということになっております。

21番委員 年齢は何歳なののでしょうか。

農地係長 申し訳ございません。手元の資料がないので、後ほどお知らせいたします。

21番委員 正直心配です。全然農業をやったことのない方がこれだけの規模のものをできるのか。この先について心配をしています。

(「議長」の声あり。) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 この方は、認定新規就農者ということでございます。

市では、認定農業者審査会というものを行っております。

そちらにおいて、経営状況であったり、今後のやり方など、どのように農業をやっていくのかを十分審査しているものでございます。

結構な筆数、結構な件数であることから、ご心配をしていることと思います。

この方については、新しい担い手ということでもありますので、応援していく方がよろしいのではないかという考え方をもって提案させていただいたものでございます。

議長 よろしいでしょうか。

21 番委員 はい。了解しました。応援していきたいと思います。

議長 借受人の年齢、それから、機械設備等については、後ほど報告されるようですので、よろしく願いいたします。他にありませんか。

(「議長」の声あり。) 5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉でございます。今の件ですが、基盤整備事業の計画の担い手が「A さん」であったものが、今回、「B さん」に変わったと理解すればよろしいでしょうか。

議長 (「議長」の声あり。) 佐藤農地係長。

農地係長 ただいまのご質問にお答えいたします。元々は譲受人の予定であったのですが、それを全体の計画を一斉に動かすことになったため、やむなく譲渡人に変更したものです。

5 番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書 59 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 1 件です。

番号 1、カーポート 2 台分及び来客用駐車場 2 台分等を整備するもので、事業実測面積は 185.62 m<sup>2</sup>です。

本件は追認案件ですので経緯の概要を説明します。

申請地は、申請者の先代により葉タバコの乾燥場としてハウスが設置されていた場所で、昭和 60 年頃に葉タバコ栽培を辞めて以降、農機具の一時保管場所や作

業場などとして利用されていましたが、平成30年頃、台風により倒壊したため解体撤去されましたが、令和3年に、申請者により新たにカーポート、来客用駐車場等が整備されました。

今回、隣地との境界整理を行ったところ、農地と宅地の境界を誤認しカーポート等を整備してしまっていたことが判明しました。

本来であれば現状復旧すべきところですが、許可権者と協議の結果、既存敷地内及びその周辺に駐車場の代替地がないことから現状復旧とはせず、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、転用申請がなされました。

本件は補足説明資料に記載のとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書が申請者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

3月10日に福田貴徳委員、後藤健一推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行ったところ、申請内容のとおりカーポート及び来客用駐車場等が整備されていることを確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書 60 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 18 件です。

番号 1 は、贈与により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は 300.01 m<sup>2</sup>です。

番号 2 は、売買により共同住宅 5 棟を整備するものです。

番号 3 は、売買により整備待機車両等駐車場 53 台分を整備するものです。

番号 4 から番号 14 は関連案件です。賃貸借により新幹線設備補修用仮設基地を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は 31,231.60 m<sup>2</sup>です。

本件は 16 年間の賃貸借権の設定を行うものですが、最長 3 年以内とされている一時転用の要件に合致しないことから、許可権者と協議のうえで永久転用案件として取り扱うものです。

番号 15 は、売買により認定こども園の園庭を拡張するもので、総事業実測面積は 833.81 m<sup>2</sup>です。

番号 16 は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号 17 は、贈与により自己住宅を整備するものです。

番号 18 は、売買により自己住宅を整備するものです。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号 1 から番号 15 を 3 月 11 日に八重樫章委員、青木稔推進委員と、番号 16 から番号 17 を 3 月 10 日に小原松光委員、佐々木敏博推進委員と、番号 18 を 3 月 11 日に菊地隆文委員、千葉学推進委員といずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号 1 から番号 18 のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第 5 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 5 番、千葉委員。

5 番委員 4 番以降の、JR 東日本の関係ですが、先ほどの説明ですと、貸借期間が過ぎた場合にどのようになるかの覚書だったり契約書だったりはあるのでしょうか。

議 長 (「議長」の声あり。) 安倍主任。

主 任 ただいまの質問にお答えいたします。16年間ということで、両方で契約書を結んでいるものです。16年経過した際には、農地に戻す旨記載があります。

ただ、仮に工事期間の延長など、変更が生じてしまった場合については、契約書にはそこまで記載がないと聞いております。その場合には、お話し合いのうえ、随時変えていくものと思います。途中で、期間の延長など変更が生じる場合には、ご相談いただいたうえで、計画変更などの手続きを踏んでいくこととなります。

議 長 よろしいでしょうか。

5番委員 すみません。その続きなのですが、その貸借期間が終わって、現状復旧となると、永久転用の手続きをとった後に農地に戻るとなります。その場合の取り扱いはどのようなになるのでしょうか。

議 長 （「議長」の声あり。）安倍主任。

主 任 農地に戻すということですね。農業委員会では、まず完了の報告をいただくこととなります。その際に現地がきちんと農地に戻っているかということについて、報告書をもって確認いたします。あとは、こちらの案件につきましては、昨年度の農振除外案件にもなっておりましたので、JR東日本様とも話しをしていたところではありますが、様々な関連部署との連絡調整は済んでいるものと理解しています。

5番委員 わかりました。その場合、簡単に言えば、改善には当たらないと考えていいのですね。

主 任 あくまでそうです。農地転用の扱いは、一時転用ができません。今回の場合、現在田の状態、一時的に16年間という長い期間ではありますけれども、一時的に転用したうえで、まだ戻るということで、新規開田の扱いにはならないということ、本庁農政課からの確認も済んでいます。

5番委員 わかりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書64ページをご覧ください。今月の案件は、1件です。

番号1、昭和57年に居宅、平成7年に物置をそれぞれ増築して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を3月11日に八重樫章委員、青木稔推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のとおり現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 資料を差し替えして、別葉でお配りしているものになります。

後ほどご覧になっていただければと思います。

それでは、別葉の資料をご覧ください。

まず、1番、農業委員会の状況についてです。

現在の体制は、農業委員 24 名、推進委員 40 名となっております。

2番、農家、農地等の概要はご覧のとおりです。

次のページとなります。最適化活動についてです。

最適化活動の成果目標についてです。(1) 農地の集積の部分、現状と課題ですが、これまでの集積面積は、12,792ha で、集積率は 65.3%でございます。

目標についてです。令和 12 年度に集積率 85%と昨年度設定しているため、今年度はその目標に向けて、700ha の集積を図り、今年度末には集積率 68.8%にしようとするものです。

(2) になります。遊休農地の解消です。現状と課題ですが、昨年秋の調査により判明した 1号遊休農地は 36.8ha で、その内、緑区分 20.9ha、黄色区分が 15.9ha となっております。

目標ですが、既存の遊休農地の緑区分 13ha の 2割、2.6ha の解消を目指し、また、既存の黄色区分 7ha の遊休農地については市・県・農業公社と協議し解消に向けた工程表を策定することとしております。

なお、昨年度に新規発生した緑区分の遊休農地については、9.8ha でしたので、その分を解消しようとするものです。

(3) の新規参入促進でございます。新規参入者の概要はご覧のとおりで、昨年度少し増えております。707 経営体、11.3ha の経営面積が増えたということでございます。

権利移動面積ですが、令和 4 年から 6 年の間の状況を記載しています。平均 610ha で、このうち 1割以上が新規参入者への貸付同意の面積となることから、61ha を公表する面積となっております。こちらについては、ホームページにて公表しているところでございます。

2番の最適化活動の活動目標ですけれども、(1) 推進員等が最適化活動を行う目標日数は、1人当たりの活動面積は、一月に 10 日といたしました。

この数値については、農水省からの通知によるものです。

(2) 活動強化月間の設定目標及び(3) 新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同じ目標設定といたしました。内容については、ご覧のとおりです。

以上で説明を終わります。本件につきましては、総会議決後、岩手県農業会議の確認を経て、岩手県知事に提出するものです。併せて、市ホームページで公表することとしております。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、議案第3号、番号122から159について、追加の説明をお願いします。

(「議長」の声あり。) 佐藤農地係長。

農地係長 議案第3号、番号122から159までの借受人に関しましてお答えいたします。  
年齢は42歳となります。また、機械の所有状況ですが、リースではありますが、トラクター、田植機に加えて農薬散布用ドローン、コンバイン、乾燥施設、糞摺機等がございます。乾燥施設等につきましては、今後所有する予定で、新規就農の申請をして、認定を受けた際の資料から確認しております。

議長 21番委員、よろしいですか。

21番委員 わかりました。若さもありますし、これからどんどん農業をやっていただきたいです。応援したいと思います。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

(閉会 10時35分)